

○小美玉市民の日実行委員会設置要項

平成20年6月16日

告示第108号

(趣旨)

第1条 この告示は、小美玉市民の日実施規則(平成20年小美玉市規則第35号)第2条に規定する小美玉市民の日実行委員会(以下「実行委員会」という。)の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 実行委員会は、小美玉市民の日条例(平成19年小美玉市条例第27号)第2条の規定に基づく行事を企画及び実施する。

2 前項に規定するほか、小美玉市民の日に関する事項を審議する。

(組織)

第3条 実行委員会の委員(以下「委員」という。)は、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。

(1) 公募による市民(15名以内)

(2) 市長が必要と認めたもの

2 委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 補充のため委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は無報酬とする。

(役員)

第4条 実行委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

(3) 会計 1名

(4) 監査 2名

2 委員長、副委員長、会計及び監査は、実行委員会の委員の互選によって定める。

- 3 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 会計は、実行委員会の会計を処理する。
- 6 監査は、会計を監査する。

(会議)

第5条 実行委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が必要に応じて招集する。ただし、年度最初の会議は、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第6条 実行委員会の事務は、秘書政策課において処理する。

(委任)

第7条 この告示に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。